

LINE データクリーンルーム for Client 利用規約

LINE データクリーンルーム for Client 利用規約（以下「本規約」といいます。）は、LINE ヤフー株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する LDCR の利用に関する条件を、LDCR を利用する広告主であるお客様（以下「利用者」といいます。）と当社の間で定めるものです。なお、本規約は、「LINE 法人向けサービス 基本約款」（以下「基本約款」といいます。）の個別約款として基本約款と併せて適用されます。

第1条（定義）

本規約では、以下の用語を使用します。

- (1) 「LDCR」とは、当社が「LINE データクリーンルーム for Client」の名称で提供するツールをいい、①対象サービスの効果分析機能、②オーディエンスの作成機能及び③対象サービスとの配信連携機能を有するものをいいます。
- (2) 「対象サービス」とは、当社が「LINE 広告」の名称で提供するサービス、「LINE 公式アカウント」の名称で提供するサービス、その他当社が別途指定する当社提供サービスをいいます。
- (3) 「オーディエンス」とは、対象サービスの配信先となるユーザーを選定したリストをいいます。
- (4) 「配信連携」とは、LDCR で作成したオーディエンスを、連携先のサービスを利用するに当たって配信先のリストとして活用できるようにすることをいいます。
- (5) 「本件情報」とは、利用者が LDCR を利用して取得する分析データ及びオーディエンスをいいます。
- (6) 「分析データ」とは、利用者が設定した一定の条件に従い、LDCR を利用するに当たって、利用者が当社に提供（対象サービスの効果分析機能を利用する場合における個人データの取扱いの委託に伴う提供を含みます。）する当該ユーザーに関するデータ（以下「利用者データ」といいます。）、利用者が対象サービスを利用することによって当社が取得するユーザーの接触データ（以下「対象接触データ」といいます。）及び当該ユーザーの属性等に関するデータ（以下、対象接触データと併せて「当社データ」といいます。）を分析し、統計化した情報をいいます。

第2条（LDCR の仕様等）

1. LDCR の仕様（利用者に提供する機能の内容も含みます。）の詳細は、当社において任意に決定するものとし、当社は、LDCR の仕様の全部又は一部を任意に変更することができるものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、当社が LDCR の現在のバージョンに大幅な変更を行う場合、利用者に対し、事前に告知（当社のウェブサイト上又は LDCR 内での表示を含みます。）するものとします。ただし、緊急を要する変更等事前の告知が不可能な場合を除くものとします。
3. LDCR の仕様の変更を行うことに伴う利用者における対応及び当該対応に要する費用は、利用者の責任及び負担とします。
4. 前項に定めるほか、LDCR の仕様を変更した結果、利用者に損害が発生した場合であっても、当社は一切責任を負わないものとします。
5. LDCR の利用の対価（以下「利用料金」といいます。）は、当社が別途定める金額とし、利用者は、当社所定の期日までに当社所定の方法により支払うものとします。なお、LDCR を利用するために必要となる一切の費用（通信費、利用端末をはじめとした利用環境の調達にかかる費用を含みますが、これらに限られません。）は利用者の負担とします。

第3条（契約の成立）

1. LDCR の利用に関する契約（以下「利用契約」といいます。）は、利用者となることを希望するお客様（日本法人に限るものとし、以下「申込者」といいます。）が本規約に同意したうえで所定の方法で当社に申し込み、当社が書面（電磁的方法を含みます。以下同じ。）による承諾の意思表示をした時点で成立するものとします。なお、対象サービスの利用に係る契約は、利用契約の成立によって成立するものではなく、その利用にはそれぞれの対象サービスに係る利用規約等に則って手続を行う必要があります。
2. 申込者は、前項の申込の際に、真実かつ正確な情報を当社に申告すること及び申込者が申込者本人として又は申込者を代表して利用契約を締結する権限を有することを当社に保証するものとします。また、申込者は、LDCR の利用に当たって当社が対象接触データを利用することに同意するものとします。
3. 申込者は、第 1 項の申込に関し、申込者が利用している当社が提供するサービス（申込者が申込時に指定したものに限り、）の登録情報を承諾の可否の判断に用いること及び当該申込に当たって申込者から当社に提供された情報（申込者と Treasure Data Inc.（以下「TD」といいます。）との間に成立している契約に関する情報に限り、）に誤りがないか TD に確認することを了承するものとします。また、申込者は、当社が当該判断及び確認を行うに当たって、TD に対し、申込者の従業員に関する情報を提供することに同意し、第 1 項に定める申込に先立って当該従業員から当該提供に関する同意を取得することを保証します。
4. 第 1 項の規定にかかわらず、当社は、申込者の申告内容に虚偽の事実があり、又は申込者が利用契約の締結権限を有していないと認めたときには、承諾の意思表示を取り消すことができるものとします。

第4条（LDCR の利用）

1. 第 3 条第 1 項に従って利用契約が成立したとき、当社は、利用者が本規約の定めに従って LDCR を利用することを認めます。利用者は、当社が指定する方法に従い、LDCR を利用するに当たり必要な設定を行うものとします。
2. 前項の場合、利用者は、第 3 条第 1 項の申込時点で、当社が「ビジネスマネージャー」の名称で提供するサービス（名称変更した場合には当該名称のサービスをいいます。）における当該利用者のアカウント（以下「BM アカウント」といいます。）に紐づいている対象サービス（当社が認めたものに限り、）に係る当社データを、LDCR 上で利用することができるものとします。
3. 前項の規定にかかわらず、利用者は、BM アカウントに紐づかなくなった当社データを、LDCR 上で利用することはできないものとします。

第5条（遵守事項等）

1. 利用者は、次の各号に定める事項を遵守するものとします。
 - (1) 利用者自身のプロモーション以外の目的で LDCR を利用しないこと。また、配信連携を通じた利用者自身による対象サービスの利用以外の用途で本件情報を用いないこと。ただし、当社が書面により事前に別途承諾した場合には、この限りではありません。
 - (2) LDCR 及び本件情報を、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報法」といいます。）その他の法令を遵守して利用するものとし（特に、利用者データを、LDCR を通じてオーディエンスの作成及び対象サービスとの配信連携のために当社に提供する場合には、あらかじめ本人の同意を取得するものとします。）、第三者のプライバシーその他一切の権利を不当に侵害する態様その他当社が不適切と判断する態様（日本国外からのアクセス又は利用を含みます。）で利用しないこと。

- (3) 当社が利用者に対して提供するデータのうち、当社が利用者に対し、LDCR での利用を許諾していないデータを LDCR で利用しないこと。また、第三者が保有するユーザーに関するデータ（広告接触データを含みますがこれに限られません。）を LDCR で利用しないこと。
 - (4) LDCR を利用者の業務委託先（日本法人に限ります。）以外の第三者には利用させないこと。なお、利用者は、当該業務委託先に対し、利用契約に定める利用者の義務と同等以上の義務を課したうえで遵守させ、その行為について一切の責任を負うものとします。
 - (5) LDCR 及びこれに関連する ID、パスワード、その他 LDCR を利用するための一切の情報は、利用者の責任において適切に利用又は管理し、別途利用者が LDCR の利用及びアカウントの設定、管理、確認を行う権限を付与した者にのみ利用させること。なお、利用者は、当該権限を付与した者について、氏名、所在、連絡先、権限付与期間、在職期間等を適切に管理し、当該管理の状況を記録のうえ、利用契約期間中保存するものとします。
 - (6) LDCR の正常な作動を妨げたり、妨げようと試みたりしないこと（虚偽の情報を入力する行為、当社が不適切と判断した態様でシステムに負荷を与える行為等を含みます。）。
 - (7) LDCR に対するリバースエンジニアリング、改変、若しくは変更、又は LDCR に含まれる知的財産権をはじめとする一切の権利侵害行為をしないこと。
 - (8) 自動化されたソフトウェア等の手段（当社が提供し、又は当社が許諾したツールを除きます。）を用いて LDCR を利用しないこと。
 - (9) LDCR を用いて特定の個人を識別しないこと。また、当社の定める利用方法以外で LDCR を利用しないこと。
 - (10) 本件情報を利用者の業務委託先（日本法人に限ります。）以外の第三者に開示しないこと。ただし、当社が事前に書面により承諾した場合には、この限りではありません。なお、利用者は、当該業務委託先及び当社が承諾した当該第三者に対し、利用契約に定める利用者の義務と同等以上の義務を課したうえで遵守させ、その行為について一切の責任を負うものとします。
 - (11) 本件情報の利用に関し、「LINE 広告利用規約」、「LINE 公式アカウント利用規約」並びに当社が別途指定する規定及びガイドラインを遵守すること。
 - (12) 利用契約の契約期間中、TD との間で、LDCR を利用するために必要となる TD が提供する Customer Data Platform（以下「CDP」といいます。）を利用する正当な権利を有していること。なお、利用者は、当該契約に定める条件に従い、CDP を利用するものとします。
 - (13) 利用契約の契約期間中、当社との間で、ビジネスマネージャーを利用するための契約を締結すること。なお、利用者は、当該契約に定める条件に従い、ビジネスマネージャーを利用するものとします。
2. 当社は、LDCR の使用又は LDCR を使用して実施された、分析データの取得、オーディエンスの作成及び配信連携を行う等のための条件の設定、変更、追加については、利用者が実施したものとみなし、これによって利用者の被った損害について責を負わないものとします。なお、利用者は、LDCR の ID、パスワード等が漏洩又は不正使用された場合、直ちに当社に書面等にて報告するものとし、当社からの指示がある場合には、これに従うものとします。
 3. 利用者は、当社が、LDCR 及び本件情報について、その信頼性、正確性、完全性、有効性、特定目的への適合性、有用性（有益性）、継続性について保証せず、これらに起因して利用者が何らかの損害を被ったとしても、当該損害につき責任を負わないことを了承するものとします。
 4. 利用者による LDCR 及び本件情報の利用に関連して当社が第三者から何らかの請求（損害賠償の請求、使用差止の請求等内容の如何を問わず、訴訟の係属の有無を問いません。）を受けた場合、利用者は、自己の責任と費用でこれを解決し、当社にいかなる迷惑もおよぼさず、当社が被った損害（弁護士費

用を含みます。)を補償するものとします。ただし、当該請求が当社の責に帰すべき事由による場合はこの限りではありません。

5. 利用者による LDCR 及び本件情報の利用について、利用者が本条第 1 項各号に定める事項に違反していると当社が判断した場合、当社は、利用者に対し LDCR 及び本件情報の利用の停止（一時的な利用制限をいう。本項及び第 9 条において同じ。）又は中止を求めることができるものとします。当社が当該停止又は中止を求めたときは、利用者は直ちに当社の指示に従い LDCR 及び本件情報の利用を停止し、又は中止し、本件情報の削除、廃棄その他の当社が求める措置を講じなければならず、当該停止又は中止の求めに利用者が応じない場合には、当社は、利用者に対し、LDCR の提供の停止又は中止を行うことができるものとします。

第6条（LDCR におけるデータの取り扱い）

1. 当社は、利用者データ及びオーディエンスを、LDCR の運用及び保守を行うために必要な範囲でのみ利用するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、LDCR を利用して配信連携を行う場合には、当該連携後のデータの取り扱いについては、当社が別途指定する規定及びガイドラインに定めるとおりとします。
3. 当社は、当社が必要であると判断した場合、LDCR で利用させるために当社が利用者に提供したデータ（本件情報を含みます。）を、削除、廃棄その他の措置（以下「削除等」といいます。）を講じ、又は利用者に対して当該データの削除等を求めることができ、利用者はこれに応じるものとします。
4. 利用者は、当社が TD に対し、利用者の従業者に関する情報を提供することを了承し、これに先立って当該従業者から当該提供に関する同意を取得することを保証します。また、利用者は、当社が TD から利用者の従業者に関する情報の提供を受けることを了承し、これに先立って当該従業者から当該提供に関する同意を取得することを保証します。
5. 利用者は、要配慮個人情報（個情法第 2 条第 3 項）及び当社が指定した情報を LDCR 上で取り扱わないことを保証します。
6. 当社は、本規約及び本規約に併せて適用される契約にて別途定めがある場合を除き、当社が取得した個人情報（利用者の従業者に関する情報を含みます。）の取扱いについては、LINE ヤフープライバシーポリシーに従って取り扱うものとし、利用者はこれに同意するものとします。
7. 当社は、利用者データが個人関連情報（個情法第 2 条第 7 項）である場合、利用者に対して以下の事項を保証します。
 - (1) 利用者データと当社データを突合するに先立って、個人関連情報を個人データとして取得することに関する本人同意を取得していること。
 - (2) 当社データと突合できなかった利用者データは、個人データとして取得しないこと。
8. 当社は、LDCR の利用料金又は利用者からの対象サービスに関する問い合わせ内容その他 LDCR の運営に必要な利用者の情報について、TD に提供することができ、利用者はこれに同意するものとします。
9. 当社は、ユーザーから第三者提供記録の開示請求を受けた場合に当該開示請求に対応するために、利用者に対して利用者データのカラムに関する情報（カラム名の一覧やカラム名の意味等の情報をいい、カラム内の値は含みません。）を提供するように要請することができるものとし、利用者は、当社の要請に対して速やかに対応するものとします。

第7条（秘密保持）

1. 当社及び利用者は、利用契約を通じて知り得た情報であって、開示に当たり相手方が秘密である旨を明示した情報（以下「秘密情報」といいます。）を、利用契約の有効期間中及び利用契約終了後 2 年

間厳に秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏洩し、また利用契約の履行以外の目的に使用してはならないものとします。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合は、その請求に応じる限りにおいて、開示者への速やかな通知を行うことを条件として開示することができるものとします。

4. 前項の定めにかかわらず、次に掲げる情報は秘密情報に含まれないものとします。

- (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
- (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
- (3) 開示の時点で公知の情報
- (4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

3. 第 1 項の定めにかかわらず、当社は、利用者から開示を受けた秘密情報について、LDCR に関する事業を TD と協力して推進するために必要な範囲に限り、TD に開示することができるものとします。

4. 第 1 項の定めにかかわらず、当社及び利用者は、相手方から開示を受けた秘密情報を、利用契約の履行のために必要な範囲に限り、役員及び従業員に開示することができるほか、弁護士、税理士等の法律上の守秘義務を課された専門家に対して開示することができるものとします。

5. 相手方の書面による事前の承諾を得て、又は前二項に基づき第三者に情報を開示する当事者は、当該第三者に利用契約と同等の秘密保持義務を課し、これを遵守させなければならず、当該第三者による秘密情報の取り扱いについて開示者に対し一切の責任を負うものとします。

第8条（不可抗力）

天災地変、戦争、内乱、暴動、感染症、停電、通信設備の事故、通信事業者の役務提供の停止又は緊急メンテナンスの実施、内外法令の制定指導その他当社の責に帰することのできない事由により利用契約の全部又は一部を履行できなかった場合、当社はその履行できなかった範囲で責任を負わず、利用契約上の義務を免除されるものとします。

第9条（LDCR の提供の停止又は中止）

- 1. 当社は、LDCR の提供の全部又は一部を任意に停止することができるものとします。
- 2. 当社は、利用者の LDCR の利用状況及び利用者による対象サービスの利用状況その他の事情により、利用者が LDCR の利用を継続することが適当ではないと判断した場合には、利用者に対し 1 か月前までに LDCR 上への掲載その他の適切な方法により通知することにより、LDCR の提供の全部又は一部を任意に中止することができるものとします。
- 3. 当社は、前二項の停止又は中止により LDCR の提供をできなかった場合、その日数に応じ、当社所定の手続に則り、利用料金の返金を行います。また、当社は、当該停止又は中止の結果、利用者に損害が発生した場合であっても一切責任を負わないものとします。

第10条（利用契約の有効期間等）

- 1. 利用契約の有効期間は、利用契約の締結日から最初に到来する 3 月末日までとします。ただし、利用契約期間満了日の 1 か月前までにいずれかの当事者より相手方に対し満了日をもって終了する旨の書面通知がなされない場合、自動的に 1 年間更新し、以後も同様とします。
- 2. 前項の定めにかかわらず、当社は、利用者に対して、解約しようとする日の 1 か月前までに通知することによって何らの責任を負うことなく利用契約を解約することができるものとします。
- 3. 利用契約の終了時に未履行の債務がある場合には、当該債務の履行が完了するまで、なお利用契約の各条項が適用されるものとします。

第11条（解除）

1. 当社は、利用者が次の各号の一に該当する場合、何らの事前の通知、催告なしに直ちに利用契約の全部又は一部につき、何ら責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、又は解除することができるものとします。
 - (1) 法令又は利用契約に違反したとき。
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てがあったとき又は租税公課を滞納し督促を受けたとき。
 - (3) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消の処分を受けたとき。
 - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法的倒産手続開始の申立てがあったとき。
 - (5) 資本減少、事業の廃止、休止、変更又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議をしたとき。
 - (6) 手形若しくは小切手を不渡とし、その他支払不能又は支払停止となったとき。
 - (7) 主要な株主又は経営陣の変更がなされ、当社が利用契約を継続することを不相当と判断したとき。
2. 利用者が前項各号の一に該当する場合、利用者は、当社に対する全ての債務（利用契約による債務に限定されません。）について、当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を現金にて当社に支払わなければならないものとします。
3. 本条に基づく利用契約の解除は、利用者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

第12条（反社会的勢力の排除）

1. 当社又は利用者は、次に該当する者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなってから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準じるものをいいます。以下同じ。）であること又は反社会的勢力と関与したことが判明した場合、何らの事前の通知、催告なしに、直ちに利用契約を含む相手方との全ての契約の全部又は一部につき、何らの責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、又は解除することができるものとします。
 - (1) 相手方
 - (2) 相手方の特別利害関係者（役員、その配偶者及び二親等内の血族、これらの者により議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員をいいます。）
 - (3) 相手方の重要な使用人
 - (4) 相手方の主要な株主又は主要な取引先
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、相手方の経営を実質的に支配している者
2. 当社又は利用者が前項に該当する場合、該当者は、相手方に対する全ての債務（利用契約による債務に限定されません。）について、当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を現金にて相手方に支払わなければならないものとします。
3. 本条に基づく契約の解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

第13条（残存条項）

利用契約終了後も、第5条第2項乃至第4項、第6条第3項、第10条第3項及び本条は有効に存続するものとします。なお、第7条については同条の定めに従い存続するものとします。

第14条（契約条件の変更）

当社は、当社が必要と判断した場合には、いつでも本規約の各条項を変更することができるものとします。その場合、当社は、当社のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法にて、本規約を変更する旨及び変更後の約款の内容並びにその効力発生日を周知するものとします。

2023 年 6 月 15 日制定

2023 年 10 月 1 日改訂

2024 年 1 月 16 日改訂